

公益社団法人日本看護協会長 殿

警察庁丁犯被発第 11 号
令和 7 年 1 月 30 日
警察庁長官官房
犯罪被害者等施策推進課長
(公 印 省 略)

犯罪被害者等支援に関する御協力について（依頼）

平素より犯罪被害者等施策について御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

医療機関は、犯罪被害者等が被害を受けた直後から、その精神的・身体的被害の回復に至るまで、中長期かつ各領域にわたって犯罪被害者等に関わることが想定され、犯罪被害者等施策を推進する上で極めて重要な機関です。

政府においては、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるよう、「第 4 次犯罪被害者等基本計画」（令和 3 年 3 月 30 日閣議決定）に加え、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）に基づき、各種取組を進めているところ、支援の現場である地方において犯罪被害者等支援の充実を図るためには、これまで以上に貴協会をはじめ医療機関の方々の御理解・御協力をいただくことが肝要であり、都道府県看護協会及び各会員の皆様に下記の御協力をお願いしたく、周知について特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 各都道府県看護協会の御協力について

(1) 犯罪被害者等に関する理解の増進

犯罪被害者等支援の現状や医療の現場において犯罪被害者等と接する上での留意事項等について理解を深めていただくため、各看護協会におかれては、以下の御協力をお願いいたします。

- 会員に対する警察庁作成に係る啓発用動画等の紹介や各地域の犯罪被害者等支援に関する講演会・研修等への参加勧奨
- 会員を対象とする各種研修時における犯罪被害者等による講演等の実施

(2) 連携強化のための会議体への参画

現状、複数の都道府県看護協会が、地方公共団体、警察、民間被害者支援団体その他の関係機関・団体で構成する被害者支援連絡協議会等に参画されるなど、各地域における犯罪被害者等支援の連携強化に御協力いただいているところです。

本年 4 月に公表した「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」取りまとめ（別添 1 参照）においては、都道府県及び市区町村の各レベルで、支援に関わる機関・団体の連携強化、対応能力の向上のため、犯罪被害者等支援に関する情報交換や協議、訓練等を行うことが求められています。

そこで、各看護協会におかれては、以下の御協力をお願いいたします。

- 都道府県（又は都道府県警察）の要請を踏まえ、連携強化のための都道府県単位の前記被害者支援連絡協議会等への積極的な参画
- 前記連絡協議会等を通じて、引き続き、専門的な見地から、関係機関・団体の対応能力の向上や連携強化への助力

2 各会員の皆様の御協力について

(1) 犯罪被害者等に関する理解の増進

犯罪被害者等に関する理解の増進のため、各会員の皆様におかれては、以下の御協力をお願いいたします。

- 前記啓発用動画等の視聴や各地域で開催される犯罪被害者等支援に関する講演会・研修等への参加

(2) 犯罪被害者等に配慮した適切な取扱い

犯罪被害を受けたことにより生じた傷病の保険給付の取扱いについては、医療保険各法において、一般の保険事故と同様に医療保険の給付の対象とされていることなどを周知する通知（「犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて（再周知）」（令和5年6月30日付け保保発 0630 第2号ほか。別添2参照））が発出されているところ、これらの取扱いが各医療機関に十分に浸透していくには、医療機関職員の皆様に継続的に周知することが肝要であるため、各会員の皆様におかれては、以下について引き続きの御協力をお願いいたします。

- 「犯罪の被害を受けたことにより生じた傷病は、医療保険の給付の対象とされている」こと（厚生労働省通知）を踏まえた適切な対応及びその犯罪被害者等と接し得る医療機関職員への周知

(3) 多機関ワンストップサービスへの協力

前記取りまとめにおいては、個々の犯罪被害者等の支援に際して、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置し、関係機関・団体が一体となって、犯罪被害者等の置かれている状況やニーズを踏まえた支援を提供する「多機関ワンストップサービス」を都道府県単位で構築することが求められており、医療機関は、この多機関ワンストップサービスに参画が想定される関係機関として位置付けられています。

今後、多機関ワンストップサービスの構築等について、各都道府県の実情に応じて検討が進められていくところ、犯罪被害者等のニーズに応じて、特に保健医療・福祉分野の生活を支援する各種制度・サービス等へ途切れなくつないでいくため、各会員の皆様におかれては、以下の御協力をお願いいたします。

- 都道府県単位の犯罪被害者等支援の枠組みとして、多機関ワンストップサービスが構築されていくことについての認知
- 困り事を抱える犯罪被害者等を把握した際は、内容に応じ、犯罪被害者等支援コーディネーターや各地方公共団体に設置された犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」等の関係機関・団体へ情報提供・橋渡しすること
- 多機関ワンストップサービスによる個々の犯罪被害者等の支援検討に必要な応

じて参画すること

3 参考資料

- ・ 別添1「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」
取りまとめ（概要版）
- ・ 別添2「犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて（再周知）」
（令和5年6月30日付け保保発0630第2号ほか）

開催経過・構成員

（開催経過）

令和5年9月（第1回）～令和6年4月（第8回）

（有識者）※ 敬称略・五十音順、◎：座長

◎伊藤 富士江 元上智大学総合人間科学部教授
 太田 達也 慶應義塾大学法学部教授
 武 るり子 犯罪被害者遺族
 野坂 祐子 大阪大学大学院人間科学研究科教授
 前田 正治 福島県立医科大学医学部主任教授
 和氣 みち子 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事

（関係府省庁）警察庁、内閣府、こども家庭庁、総務省
 法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

（事務局）警察庁

第1 犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割

【国】～犯罪被害者等施策の総合的立案・実施

- ・地方公共団体への助言、施策等の情報提供、手引き等の作成、研修等
- ・民間被害者支援団体への情報提供 ・地方公共団体等に対する必要に応じた財政上の措置

【都道府県】～域内の犯罪被害者等施策の総合的推進

多機関ワンストップサービスの中核的役割

【市区町村】～域内の犯罪被害者等施策の推進

生活支援のための各種制度・サービスの実施主体

【都道府県警察】～犯罪被害者等のニーズを第一次的に把握

ニーズに応じた関係機関への情報提供・橋渡し

【民間被害者支援団体】～民間の強みを活かした柔軟・迅速な支援

初期から中長期にわたる支援

【その他の関係機関・団体】

（共通）

- ・多機関ワンストップサービスに参画
- ・犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援の提供

第2 地方における途切れない支援の提供体制の構築

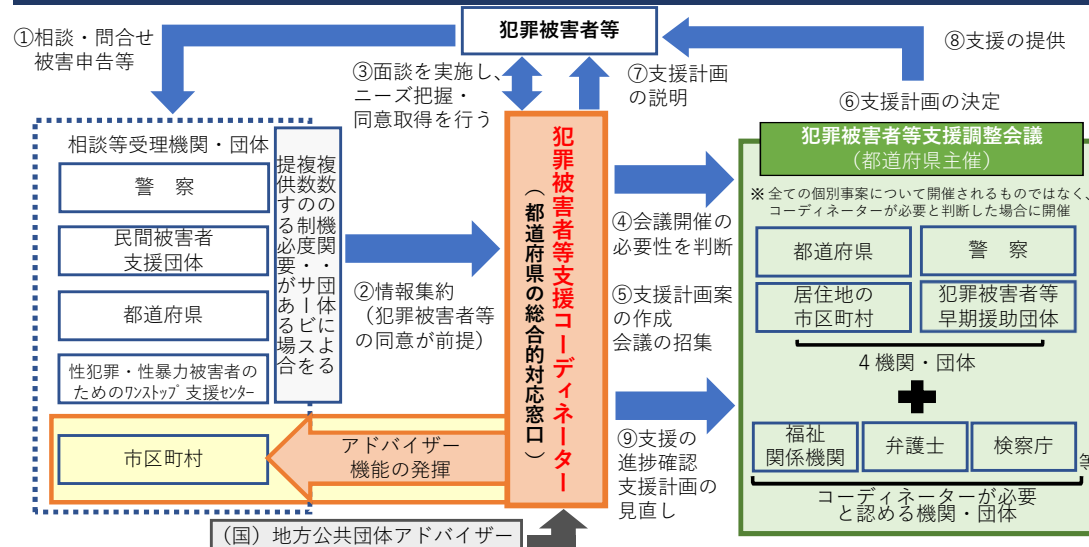
○ 犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化

- ・ **条例制定・計画策定の促進**
 → 方策：制定・策定の意義や実効的な事項等の**情報提供の充実**
- ・ **関係機関・団体における対応能力の向上と連携強化**
 → 方策：連携強化等に関する**好事例、先進的取組の紹介**

○ 犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現

- ・ **多機関ワンストップサービスの在り方（右図参照）**
- ・ **機関内ワンストップサービスの在り方**
 → 方策：**地方公共団体職員向け研修**の実施・研修素材の提供
コーディネーター向け専門的研修の実施
地方公共団体アドバイザーの配置・運用
専門的知見・ノウハウの活用
手引きの作成・提供
 ワンストップサービス実現のための**援助の検討**

先進的な都道府県の取組を参考とした多機関ワンストップサービスの仕組み（例）



第3 地方における途切れない支援を実現するための社会資源の充実強化

○ 地方における支援制度・サービスの活用・充実強化

- ・ **既存の各種制度・サービスの活用**
- ・ **犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実強化**
 → 方策：提供する**機関・団体間の連携強化**、制度・サービスの**継続的な周知**
 特化制度・サービスの導入検討に資する**情報の集約・提供**

○ 犯罪被害者等支援におけるDX推進

- ・ **犯罪被害者等の負担軽減、支援者の利便性向上**
 → 方策：犯罪被害給付制度の裁定申請等**手続のオンライン化**
犯罪被害者等のためのポータルサイトの充実
オンライン面接等の活用
支援者向けのポータルサイトの開設
 支援者向け**研修におけるオンライン**の活用

保保発 0630 第 2 号
保国発 0630 第 2 号
保高発 0630 第 2 号
令和 5 年 6 月 30 日

日 本 医 師 会 長 殿
日 本 歯 科 医 師 会 長 殿
日 本 薬 剤 師 会 長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 保 険 課 長
（ 公 印 省 略 ）
厚 生 労 働 省 保 険 局 国 民 健 康 保 険 課 長
（ 公 印 省 略 ）
厚 生 労 働 省 保 険 局 高 齢 者 医 療 課 長
（ 公 印 省 略 ）

犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて（再周知）

犯罪の被害を受けたことにより生じた傷病は、医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号））において、一般の保険事故と同様に、医療保険の給付の対象とされている。

また、加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した誓約書があることは、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、犯罪の被害者である被保険者が当該誓約書を提出することがなくとも医療保険の給付は行われる。

こうした取扱いについては、平成 23 年 8 月 9 日付保保発 0809 第 4 号・保国発 0809 第 3 号・保高発 0809 第 4 号厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長連名通知「犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて」（別紙 1）及び平成 26 年 3 月 31 日付保保発 0331 第 4 号・保国発 0331 第 3 号・保高発 0331 第 13 号厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長連名通知「犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて」（別紙 2）でお示ししてきたところである。

今般、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）（別紙3）を踏まえ、上記の取扱いについて、改めて周知するので、その趣旨を踏まえて適切に対応いただくようお願いする。

保保発 0809 第 4 号
保国発 0809 第 3 号
保高発 0809 第 4 号
平成 23 年 8 月 9 日

日 本 医 師 会 長 殿
日 本 歯 科 医 師 会 長 殿
日 本 薬 剤 師 会 長 殿

厚生労働省保険局保険課長

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省保険局高齢者医療課長

犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて

犯罪や自動車事故等の被害を受けたことにより生じた傷病は、医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号））において、一般の保険事故と同様に、医療保険の給付の対象とされています。

また、犯罪の被害によるものなど、第三者の行為による傷病について医療保険の給付を行う際に、医療保険の保険者の中には、その第三者行為の加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した加害者の誓約書を、被害者である被保険者に提出させるところもあるようですが、この誓約書があることは、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、提出がなくとも医療保険の給付は行われます。

今般、第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）に、犯罪による被害を受けた者でも医療保険を利用することが可能である旨や、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず医療保険給付が行われる旨を、保険者や医療機関に周知すること等が盛り込まれたことを踏まえ（別添）、上記の取扱いについて改めて周知をしますので、その趣旨を踏まえて適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、自動車事故による被害を受けた場合の医療保険の給付と自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）による給付の関係については、自動車事故による被害の賠償は自動車損害賠償保障法では自動車の運行供用者がその責任を負うこととしており、被害者は加害者が加入する自賠責保険によってその保険金額の限度額までの保障を受けることになっています。その際、何らかの理由により、加害者の加入する自賠責保険の保険者が保険金の支払いを行う前に、被害者の加入する医療保険の保険者から保険給付が行われた場合、医療保険の保険者はその行った給付の価額の限度において、被保険者が有する損害賠償請求権を代位取得し、加害者（又は加害者の加入する自賠責保険の保険者）に対して求償することになります（健康保険法第57条第1項、船員保険法第45条第1項、国民健康保険法第64条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項）。

一方で、加害者が不明のひき逃げ等の場合や自賠責保険の補償の範囲を超える賠償義務が発生した場合には、被害者の加入する医療保険の保険者が給付を行ったとしても、その保険者は求償する相手先がないケースや結果的に求償が困難なケースが生じ得ます。このような場合であっても、偶発的に発生する予測不能な傷病に備え、被保険者等の保護を図るという医療保険制度の目的に照らし、医療保険の保険者は、求償する相手先がないことや結果的に求償が困難であること等を理由として医療保険の給付を行わないということとはできません。

さらに、加害者が自賠責保険に加入していても、速やかに保険金の支払いが行われない場合等、被害者である被保険者に一時的に重い医療費の負担が生じる場合も考えられるため、このような場合も上記と同様の趣旨から、医療保険の保険者は、被保険者が医療保険を利用することが妨げられないようにする必要があります。これらの取扱いは、その他の犯罪の被害による傷病についての医療保険の給付でも同様です。

なお、上記の例のように、医療保険の給付の原因となった傷病が第三者の行為によって生じたものであるときは、医療保険各法は、被害者である被保険者（国民健康保険では、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員）に対して、その事実等を保険者に届け出ることを義務づけているため、各保険者においては、その旨を被保険者等に周知するとともに、医療保険の給付を行った際には届出の提出

を求め、加害者に対する適正な求償を行っていただくようお願いします。(健康保険法施行規則第 65 条、船員保険法施行規則第 57 条、国民健康保険法施行規則第 32 条の 6 及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 46 条)

保保発 0 3 3 1 第 4 号
保国発 0 3 3 1 第 3 号
保高発 0 3 3 1 第 1 3 号
平成 2 6 年 3 月 3 1 日

日 本 医 師 会 長 殿
日 本 歯 科 医 師 会 長 殿
日 本 薬 剤 師 会 長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公 印 省 略)

犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて

犯罪の被害を受けたことにより生じた傷病は、医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号））において、一般の保険事故と同様に、医療保険の給付の対象とされている。

また、加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した誓約書があることは、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、犯罪の被害者である被保険者が当該誓約書を提出することがなくとも医療保険の給付は行われる。

こうした取扱いについては、平成 23 年 8 月 9 日付保保発 0809 第 4 号・保国発 0809 第 3 号・保高発 0809 第 4 号厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長連名通知「犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて」（別紙 1）でお示ししたところである。

今般、「第 2 次犯罪被害者等基本計画」（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定）及び「「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」及び「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」の開催について」（平

成 23 年 3 月 25 日犯罪被害者等施策推進会議決定) に基づき開催された「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」においてなされた取りまとめ(別紙 2) を踏まえ、上記の取扱いについて、改めて周知するので、その趣旨を踏まえて適切に対応いただくようお願いする。

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日

犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DX の活用に関しても検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。